

応募仕様書

応募に当たって提案金額を見積る際には、この応募仕様書に従って見積を行うものとする。
したがって、受託決定者はこの応募仕様書に則り契約を履行しなければならない。

1 募集案件

北九州市立小学校給食調理等業務委託

2 業務を実施する小学校

別表1のとおり

3 業務の内容

- (1) 別表1の小学校において、北九州市の指定する器材、施設等を使用し、北九州市の提供する給食材料等を用い、北九州市の作成した献立、手引書等及び関係法令等に従い調理し、児童、生徒（中学校給食の実施校に限る。）及び教職員等に給食を提供する業務
- (2) 給食調理業務に付随する必要な業務
ただし、③、⑤は中学校給食の実施校に限る。
 - ① 食材の検収
 - ② 食器の洗浄
 - ③ 中学校に配送する業者への給食の引渡し及び使用後の食器等の受け取り
 - ④ 施設の清掃等
 - ⑤ 給食を配送している中学校（子学校）における配膳業務（発注者が配置を指定する学校に限る。）
- (3) そのほか、北九州市と受託者が協議の上決定した業務
※中学校の給食調理等業務の実施の有無については別表1のとおり

4 契約期間

- (1) 令和6年3月1日から令和11年3月31日まで
- (2) 見積にあたっては、令和6年3月1日から令和11年3月31日までの5年1月間で見積ること。

5 給食開始日

令和6年4月12日(金)に開始する。

6 給食基本食数

給食基本食数は、1給食実施日において調理すべき学校給食の数をいう。
各小学校の給食基本食数は別表1のとおり。

7 給食基本日数

給食基本日数は、契約期間中、給食開始後に給食を実施する予定の日数をいい、その数は別表2のとおり。

8 給食実施日数

給食実施日数は、給食を実施した日数をいい、給食を一部しか実施しなかった場合も給食を実施した日数とする。中学校給食の実施校は、小学校のみあるいは中学校のみ給食が実施されることがあるが、いずれかでも給食を実施した日数とする。

なお、以下の場合は、給食を実施した日数としない。

- (1) 台風、大雪、地震などの天災地変、又はインフルエンザその他の疾病の流行による場合で、学校が全部の給食を実施しないことを当該日の午前8時30分以前に受託者に通知した場合。
- (2) 授業その他学校行事による場合で、学校が全部の給食を実施しないことを、当該日の前日までに受託者に通知した場合。
- (3) 各学期の給食開始前(3日間程度)及び給食終了後(1日)に行う清掃等の準備期間。

9 給食基準調理員数等

- (1) 各校における給食基準調理員数は別表1のとおり。
- (2) 給食基準調理員数の半数以上は、常勤の従事者でなければならない。その他の従事者の配置については、別紙契約書、仕様書及び受託資格説明書のとおり。
- (3) パート従事者については配置人員数を問わないが、代替者を除く全従事者の勤務時間の合計が、1従事日につき別表1に掲げる基準調理時間以上となるよう配置しなければならない。
- (4) 中学校配膳業務従事者については配置人員数を問わないが、代替者を除く全従事者の勤務時間の合計が、1従事日につき5.5時間以上になるよう配置しなければならない。(標準時間：午前8時30分から午後2時30分 休憩30分)

10 調理方式等

- (1) 自校単独調理方式とする。
- (2) ドライ・ウエット方式の区別については別表3のとおり。

11 食材の納入等

- (1) 主食の割合は、小学校においては1週につきパン2日、米飯3日、中学校においては1週につきパン1日、米飯4日とする。
- (2) パンについては、製品を製造業者が当日午前中に小学校及び中学校に搬入する。
- (3) 米飯については、炊飯済みのものを製造業者が当日午前中に小学校及び中学校に搬入する。
- (4) 副食の食材については、北九州市が調達し、小学校においては、中学校分の食材(調理不要の物資を除く。)を含め、前日又は当日の8:30~10:30及び13:30~16:30に、中学校においては、調理不要の物資(マーガリン、ゼリー、ふりかけ、納豆等)に限り前日の8:30~12:00及び13:30~14:20に搬入する。
- (5) 牛乳については、別表3のとおり。中学校については8:30~11:30に搬入する。

- (6) 調理ごみ及び残食の処理については、北九州市が委託する事業者が回収するので、保管場所及び回収地点までの運搬が必要である。ごみ処理方法の詳細については小学校においては別表4のとおり。中学校においては別途学校の指示による。

12 リフト設備（北九州市が設置）

設置校及び各階のクラス数（令和5年5月現在）は別表3のとおり

13 食器洗浄機（北九州市が設置）

機種については別表3のとおり

14 使用食器等（北九州市が設置）

- (1) 碗と皿については以下のとおり

材質はポリエチレンナフタレート製とする。

		碗		皿	
		重量(g)	直径(mm)	重量(g)	直径(mm)
小学校	1、2年生用	70	128	104	180
	1、2年生以外用	82	140		
中学校		90	145	142	200

- (2) スプーンは、学校備え付けのものを使用（概ね3日に1回程度）
 (3) 箸は、児童が家庭から持参するため洗浄は不要とする。ただし、学校に備え付けている箸忘れ児童用の箸・スプーン等は洗浄する。

15 検食の時間等

職員室への配食時間及び検食時間は別表5のとおり

16 使用調理業務用白衣等(受託者が購入)

- (1) 全従事者が使用する調理業務用の白衣等の物品については、別表6に記載しているものと同等品以上の物を使用すること。また使用に当ってはあらかじめ栄養教諭等の承認を受けなければならない。
 (2) 別表6に記載されている物品については、受託者が購入し、表中の「供与すべき数」のとおり全従事者に配布しなければならない。なお、当該物品の購入に要する費用は受託者の負担とし、従事者に負担させてはならない。

17 衛生検査の実施について

北九州市は、委託業務の実施状況について調査するため、受託者に調理に使用する器具及び調理後の給食の衛生検査を毎年1回実施させる。受託者は当該検査を実施後、速やかに検査結果の写しを北九州市に提出しなければならない。なお、この場合の当該検査に要する費用は受託者の負担とする。

- (1) 拭取り検査について

調理器具を洗浄した後、調理を開始するまでの間に調理に使用する器具の拭取り検査（約100cm²を拭取り）をスワブ法により行う。拭取り対象は、①包丁（野菜用）②まな板（野菜用）③食器（浅皿）④調理台とする。

- (2) 抜き取り検査について
調理後に給食の抜き取り検査を行なう。抜き取り対象は当日給食のうち1品。寒天培地により検査を行う。
- (3) 検査項目
一般細菌（標準寒天培地）、大腸菌群（デゾキシコレート培地）、黄色ブドウ球菌（卵黄加マンニット食塩培地）の3種類
- (4) 検査の実施時期
別途、実施前に受託者に通知する。
（参考）検査委託費用（北九州市薬剤師会）1校あたり 約40,000円

18 駐車場

受託者専用の駐車場は設けていないが、校務に支障がない範囲で、一般来訪者用の駐車場等に駐車できる。駐車可能台数は別表5のとおり。その場合の駐車料金等は不要とする。

19 車両等の通行許可に関する手続きについて

受託者は、通行禁止区域（スクールゾーン）のある学校については、通行開始前までに、所轄の警察署長による全従事者の通行許可（原付自動車を含む）を受け、その写しを学校に提出しなければならない。通行禁止区域のある学校は別表5のとおり。
なお、許可を受けるため必要な費用は受託者の負担とする。

20 調理従事員室の光熱費

調理従事員室において、エアコン、テレビ等を使用した場合の電気料金については、これを徴収する。その額は38,775円（5年0カ月分）とし、契約期間の中途において契約を解除した場合でも返還しない。なお受託者は業務開始後も電気等の光熱水費については節約を心がけなければならない。

なお、中学校の配膳室において、エアコン等を使用した場合の電気料金については、これを徴収しない。

21 経費の負担区分

北九州市と受託者の経費の負担区分は、別表7-1、7-2のとおり。

22 契約後の日程

- (1) 小学校給食調理等業務に係る試作調理
 - ① 北九州市が指示する場合、令和6年4月の給食開始前に2日間、北九州市作成の献立（副食のみ）により試作調理を実施する。
 - ② 試作数については、100食とする。
 - ③ 中学校給食の実施校においては、試作調理に加えて、中学校給食の実施に係る配食及びコンテナへの食缶積み込み作業を実施する。
なお、必要に応じて、配送業者の協力を得て、配送及び配膳業務を実施する。
 - ④ 費用は、受託者の負担とする。後日、（公財）北九州市学校給食協会が食材の費用を請求するので、支払うこと。なお、食材費は調理する内容により金額が異なる。（参考）100食調理した場合の食材料費は27,000円程度

別表1

【業務を実施する学校一覧】

学校名	実施校の住所	親子方式 実施時期	子になる中学校		給食基本 食数 ※（ ）内は 中学校の食数 (内数)	給食基準 調理員数	基準調理 時間	リ フト	中学校 配膳業務 従事者
			学校名	住所					
竹末 小学校	八幡西区竹末 一丁目18番1号	H22.4	穴生 中学校	八幡西区萩原 三丁目6番1号	658食 (372食)	4人	32時間	無	配置
大積 小学校	門司区大字大積 974番地3	なし	—	—	164食	2人	17時間	有	不要
枝光 小学校	八幡東区枝光 四丁目12番1号	H23.4	枝光台 中学校	八幡東区枝光 五丁目8番1号	428食 (222食)	3人	25時間	無	配置
ひびき の小学 校	若松区ひびきの北 8番26号	なし	—	—	1438食	6人	45時間	有	不要

別表2

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
	基本日数	195日	194日	191日	194日	

別表3

項目 学校名	ドライ・ウエットの別	リフトによる運搬	食洗機型式	牛乳および米飯・パンの納品時間 (納品時に受取・検取を行うこと)			
				牛乳	米飯	パン	
竹末小学校	ウエット	リフトなし	中西製作所製WX-23HW	当日の	8:30頃	9:30頃	9:10頃
大積小学校	ウエット	2階:2、3階:2、4階2学級	中西製作所WGDH-X23HA-R	当日の	8:50頃	10:30頃	10:30頃
枝光小学校	ドライ	リフトなし	王子テックSH-62-2	当日の	10:10頃	9:00頃	10:00頃
ひびきの小学校	ドライ	1階:7、2階:12、3階:17、4階:12学級	中西製作所WGDH-X23HA-R	当日の	10:00頃	9:00頃	9:00頃

別表4

項目 学校名	ゴミ処理方法			
	一般ゴミ・残食	缶・ビン・ペットボトル	保管場所	回収地点
竹末小学校	毎週火・金の11:00頃	毎週水曜日	給食室横	保管場所と同じ
大積小学校	毎週火・金の8:30頃		給食室横	保管場所から約3mの地点
枝光小学校	毎週火・金の10:00頃		給食室横	保管場所と同じ
ひびきの小学校	毎週火・金曜日の14:00頃		給食室横	保管場所と同じ

※ゴミ（一般ゴミ、缶・ビン・ペットボトルを含む）の収集日が祝日・祭日にあたる場合もゴミステーションまで搬入すること。

別表5

項目 学校名	検食時間	職員室配膳時間	中学校		通行禁止区域	校内駐車可能台数
			検食時間	職員室配膳時間		
竹末小学校	12:05	12:00	12:30	12:25	なし	10台
大積小学校	12:00	11:50	-	-	あり	4台
枝光小学校	12:00	11:50	12:25	12:20	なし	5台
ひびきの小学校	12:00	11:50	-	-	なし	15台

別表6

従事者に供与すべき調理業務用被服等の数及び仕様

項目	区分	供与すべき数		仕様
		ドライ校	ウエット校	
白衣	汚染区域用・ 非汚染区域用	各従事者毎に1年間に 各4枚計8枚	各従事者毎に1年間に 4枚毎日着替える ことが可能な枚 数。	【参考】 白衣（夏）…CVCブロード （品番：T63208） 白衣（冬）…帝人工コパットポプリン （品番：Q76771）
帽子		各従事者毎に1年間に4枚		髪の毛が出ないもの 【参考】 帽子…KF-1970 丸天ネックネット形帽
爪ブラシ	汚染区域用・ 非汚染区域用	各従事者毎に汚染区域用・ 非汚染区域用1個ずつ計2個		（参考価格500円/個）
紙マスク		各従事者毎に1日に2枚 （11月～4月は1枚）		【参考】 ミドリ安全(株)製 K-204 使い捨て
長靴		各従事者毎に 1年間に1足		各従事者の足にあった滑りにくいもの 白色 【参考】 ミドリ安全(株)製 HG2000N スーパーホワイト 耐油性抗菌加工
ドライシューズ	汚染区域用・ 非汚染区域用			各従事者毎に 1年間に各1足 計2足
非汚染区域用 胸前掛	調理用	各従事者毎に1年間に2枚程度		毎日の洗浄、熱湯消毒に耐えるもの 白色 生地は東レコーテックス(株) 生地に抗菌加工を施しているもの 抗菌加工は生地内部への塗りこみ等表面破損 時も抗菌作用を持続すること
	配食用	各従事者毎に1年間に1枚程度		
汚染区域用 胸前掛		各従事者毎に1年間に1枚程度		毎日の洗浄、熱湯消毒に耐えるもの 水色 生地は東レコーテックス(株) 生地に抗菌加工を施しているもの 抗菌加工は生地内部への塗りこみ等表面破損 時も抗菌作用を持続すること
ゴム手袋 （厚手）	熱湯消毒用	必要に応じた枚数		【参考】 弘進ゴム(株)製 作業長手袋 絶熱性 （長さ35cm～38cm、厚さ0.8mm以上）
ゴム手袋 （手指傷保護用）	調理用 （午前） ・ 洗浄用 （午後）	各従事者毎に1月間に各1双ずつ		食品衛生法に合致したものの 調理用（午前）・洗浄用（午後）それぞれ密 着した肘上までの長さのもの 【参考】 (株)東和コーポレーション No.215 天然ゴムあつ手ロング・オレンジ
使い捨て手袋	生食する 食品用 肉・魚・卵用	必要に応じた枚数		食品衛生法に合致したもの
その他履物 （サンダル等）	調理室用・ 廊下用・ 外用等	廊下用は配膳室の数 その他は各2足ずつ		【参考】 (株)サイトーシューズ 品番：233H・黒色・ゴム底

注1：各従事者とは、従事者配置表（受託資格申告書 様式2）における通常業務に従事する者をいう。

注2：受託者は、上記数値は最低限の数量であるため消費した場合は新たなものを供与しなければならない。

注3：仕様欄中【参考】は、教育委員会で購入する際の仕様。

別表7-1

経費の負担区分

発注者（北九州市）	受注者（受託者）
指定器材等の購入費	受託者の人件費及び法定福利費
水道・光熱費（調理従事員室に係るものを除く）	受託者の福利厚生費
食器及び食缶類の購入費	受託者の保健衛生費（健康診断・検便等）
指定物品等の修繕費（消耗によるもの）	調理従事員室の光熱費
食材料費	受託者の被服費・洗濯費
防鼠・防虫等の害虫駆除費	営業経費
調理用消耗品の購入費（ボール・ざる・まな板・包丁等調理機具・ラップ・各種ビニール袋等消耗品）	研修に関する費用
検収表、作業日報等必要関係書類に関する経費	指定物品等の修繕費（受託側の過失責任による場合）
	調理外消耗品の購入費（清掃用具等受託者負担分）
	通信機器費及び通信費
	雑貨、文具類
	営業許可及び通行許可の申請にかかる費用
	その他の経費

別表7-2

経費の負担区分
(中学校を含む親子方式)

発注者 (北九州市)	受注者 (受託者)
指定器材等の購入費	受託者の人件費及び法定福利費
水道・光熱費(調理従事員室に係るものを除く)	受託者の福利厚生費
食器及び食缶類の購入費	受託者の保健衛生費(健康診断・検便等)
指定物品等の修繕費(消耗によるもの)	調理従事員室の光熱費
食材料費	受託者の被服費・洗濯費
防鼠・防虫等の害虫駆除費	営業経費
調理用消耗品の購入費(ボール・ざる・まな板・包丁等調理機具・ラップ・各種ビニール袋等消耗品)	研修に関する費用 指定物品等の修繕費(受託側の過失責任による場合)
中学校配膳室清掃用具等	調理外消耗品の購入費(清掃用具等受託者負担分)
中学校教室用残食ビニール袋	
検収表、作業日報等必要関係書類に関する経費	通信機器費及び通信費 雑貨、文具類 営業許可及び通行許可の申請にかかる費用 その他の経費